

## 小松島市物品調達業者等指名停止等措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小松島市が発注する物品の購入契約、製造契約その他の契約（建設工事及び建設工事に係る業務委託を除く。以下「物品の購入契約等」という。）に関し、物品の指名競争入札参加資格申請による資格を得た業者（各年度毎に指名競争入札有資格者名簿等に登録された業者、以下「登録業者」という。）に対し、一定期間、市が行う物品の購入契約等に係る全ての競争入札への参加を停止する措置（以下「指名停止等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止等)

第2条 市長は、登録業者が、別表各項に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて当該各項に定めるところにより期間を定め、当該登録業者について指名停止等を行うものとする。

2 市長は、指名停止等を行った場合、指名競争入札を実施しようとするときは当該登録業者を指名してはならない。なお、当該登録業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

(指名停止等の期間の特例)

第3条 登録業者が一の事案により別表各項の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期のそれぞれ最も長いものをもって指名停止等の期間の短期及び長期とする。

2 登録業者が次の第1号に該当することとなった場合における指名停止等の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍の期間とし、第2号に該当することとなった場合の期間は別途定める。

(1) 別表各項の措置要件に係る指名停止等の期間の開始の日から満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ同表各項の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第6項から第8項までのいずれかの措置要件に係る指名停止等の期間の開始の日から完了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第6項から第8項までのいずれかの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、登録業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による指名停止等の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止等の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、登録業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止等の期間を定める必要があるときは、指名停止等の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36月を超える場合は36月）まで延長することができる。

5 市長は、指名停止等の期間中の登録業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪

質な事由が明らかになったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止等の期間を変更することができる。この場合において、別表第7項又は第8項に該当し、かつ、当初の指名停止等期間が満了しているときは、当初の指名停止等の期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止等の期間を控除した期間をもって、新たに指名停止等を行うことができるものとする。

6 別表第6項から第8項までに掲げる措置要件のいずれかにより指名停止等を行う場合において、当該登録業者が他の事案により指名停止等の期間中であるときは、その指名停止等の残存期間を加算した期間とする。ただし、加算後の指名停止等の期間は3年（同一の措置要件に該当する場合は当該措置から3年）を超えないものとする。

7 市長は、指名停止等の期間中の登録業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該登録業者について指名停止等を解除するものとする。

（指名停止等の通知）

第4条 市長は、指名停止等の措置及び措置内容の変更を決定したときは、当該登録業者に通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第5条 契約担当者は、指名停止等の期間中の登録業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（不法、不当業者の発生報告）

第6条 物品の購入等を主管する課長は、その物品の購入契約等に関し、別表各項の措置要件に該当する者があると認められたときは、速やかに小松島市物品購入等審査委員会に報告しなければならない。

（措置の決定）

第7条 指名停止等の措置及び措置内容の変更を行う場合には、小松島市物品購入等審査委員会に諮らなければならない。

（指名停止等の公表）

第8条 市長は、第2条に基づく指名停止等を行ったときは、当該情報を公表するものとする。

2 前項の情報の公表は、閲覧所を設けて簿冊を閲覧に供する方法又はインターネットにより電磁的に閲覧に供する方法により行うものとする。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表

措置要件	期間
<p>1 (虚偽記載)</p> <p>物品の購入契約等に係る競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認書類その他の入札前の調査書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2月以上12月以内</p>
<p>2 (粗雑品の納品)</p> <p>物品の購入契約等の履行に当たり、次に掲げる行為をしたと認められるとき。</p> <p>(1) 故意による粗雑品の納入 (2) 過失による粗雑品の納入</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6月以上24月以内 3月以上12月以内</p>
<p>3 (契約違反等)</p> <p>前項に掲げる場合のほか、次の事項に該当するとき。</p> <p>(1) 物品の購入契約等の履行に当たり、契約に違反し、又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (2) 物品の購入契約等において、暴力団等から不当介入を受けながら、市への報告及び警察への届出を怠ったとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6月以上12月以内 1月以上6月以内</p>
<p>4 (公衆損害事故)</p> <p>物品の購入契約等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3月以上6月以内</p>
<p>5 (業務関係者事故)</p> <p>物品の購入契約等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2月以上4月以内</p>
<p>6 (贈賄)</p> <p>次に掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 市職員に対する贈賄</p> <p>ア 登録業者である個人又は登録業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>イ 登録業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時物品の購入契約等を締結する事務所をいう。)を代表する者で、アに掲げる者以外のもの(以下「一般役員</p>	<p>逮捕又は公訴を知った 日から</p> <p>12月 12月</p>

<p>等」という。)</p> <p>ウ 登録業者の使用人で、イに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。)</p> <p>(2) 県内の市以外の公共機関の職員に対する贈賄</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(3) 県外の公共機関の職員に対する贈賄</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>1 2 月</p> <p>8 月以上 1 2 月以内</p> <p>8 月以上 1 2 月以内</p> <p>8 月以上 1 2 月以内</p> <p>4 月以上 1 2 月以内</p> <p>4 月以上 1 0 月以内</p> <p>2 月以上 6 月以内</p>
<p>7 (独占禁止法違反行為)</p> <p>物品の購入契約等の履行に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 2 月以上 3 6 月以内</p>
<p>8 (競売入札妨害又は談合)</p> <p>登録業者である個人、登録業者の役員又はその使用人が、物品の購入契約等の履行に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1 2 月以上 3 6 月以内</p>
<p>9 (不正又は不誠実な行為)</p> <p>前各項に掲げる場合のほか、次に掲げる事項に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 物品の購入契約等に関し、不正又は不誠実な行為を行ったとき。</p> <p>(2) 役員等が法令等違反の容疑により逮捕、書類送検、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(3) 物品の購入契約等で、予定価格等の入札情報を入手するため、職員に働きかけを行ったとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 月以上 1 2 月以内</p>
<p>1 0 (指名回避)</p> <p>次の各号のいずれかに該当したとき、次回指名を回避するものとする。</p> <p>(1) 納期内に納品しなかったとき。</p> <p>(2) 入札に無断欠席したとき。</p>	<p>次回指名を回避</p>